

北アルプス広域連合職員措置請求書

北アルプス広域連合長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

ごみ処理施設用地の隣接で、河川調査ならびにボーリング調査が行われようとしています。

この調査は、一つ、住民の合意がない。二つ、不透明な随意契約である。三つ、調査の必要性及び効果が十分検討されていない。

ゆえに、北アルプス広域連合長は事務の執行において、最小の経費で最大の効果をあげる規定を逸脱し、たいせつな税金の無駄使いをしている。

一つめの、「住民の合意がない」ままに、調査を「生活環境影響調査」の名目で行おうとしていますが、住民説明会では、「生活環境影響調査及び測量・地質調査についての、合意をいただいた上で、地権者のかたからの了解をいただき、調査に入ることとなります」と説明されてきたにも関わらず、住民の合意を得ることなく、「生活環境影響調査」の手続き無視であり、絶対に容認できません。

また、「生活環境影響調査の実施にあたっては、調査項目等に関して住民の皆様からのご意見をいただき、実施することとし」とも、説明されているにもかかわらず、住民の意見を聞くことなく一方的な決定であります。

「住民の合意」を得る取り組みを、何ひとつしないで、調査をすすめることは、北アルプス広域連合の暴挙であると申し上げねばなりません。

（「ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方」 Q 4 1 = A 4 1）

————— 事実証明書 ①

「白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会」および、エコーランド地区が行った、北アルプス広域連合のごみ処理建設計画の「白紙撤回」を求める署名が白馬村全村民の 51.2%に達しました。このことは、候補地飯森の調査を必要としない民意の表明だと考えます。

（19年 11月 22日に「白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会」が北アルプス広域連合長に提出した要望書） ————— 事実証明書 ②

同様に、6月 28日に候補地飯森に隣接するグリーンスポーツ（憩いの森）の地権者 20名がごみ処理建設計画の「白紙撤回」を求める陳情書を白馬村議会議長に提出。7月 27日には深空地区が「白紙撤回」を求める意見書を北アルプス広域連合長、白馬村村長提出。この 2件の事例も候補地飯森の調査を必要としない民意の表明だと考えます。

（6月 28日提出の地権者の陳述書と 7月 27日提出の深空地区の意見書） ———— 事実証明書 ③

また、「ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方」（その 2）に

においても、「住民の皆様のご理解を得て生活環境影響調査についての同意をいただき——実施いたします」と、重ねて説明されてきています。

(ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方(その2)) 14-③・14-④) ————— 事実証明書 ④

なお、河川敷地内における活断層及び副断層の確認をするための調査で、既決予算の、委託料の生活環境影響調査の中で計画するとあるが、生活環境影響調査の予算には、河川調査・ボーリング調査は計上されていません。予算の目的外使用であると考えます。

(平成19年度着たアルプス広域連合会計予算書) ————— 事実証明書 ⑤

(「ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方」 A41・A42) ————— 事実証明書 ⑥

二つめは、不透明な随意契約である。

信州大学山岳科学総合研究所が11月に現地視察をし、精査をする必要があるので、「確認調査」を行うとありますが、信州大学山岳科学総合研究所に委託することに至った経緯がまったく不透明です。

住民にも、議会、議員にも何も知らされていません。

行政が税金でもって、もの・ものごとを発注するときは、公明正大に、情報公開を行うことが一番大切なことであります。

(1) 随意契約にはさまざまな問題、疑惑が生じることが儘あるが、地方自治法に「随意契約」でできる場合がある。

一般競争入札が公平、公正であり、税金の節約にもつながります。

(2) 随意契約で決めるとしても、「2人以上の者から見積書を徴さなければならない」との規定があります。

今回、執行権者の思うがままに、信州大学山岳科学総合研究所のみからの見積書取り寄せでは、この規定にも反しています。

(3) 現地の「神城断層」に関しては、信州大学副学長・構造地質学教授 小坂共栄先生からも、助言・指導を得ていますが、「2人以上の者から見積書」を取り寄せるべきであると厳しく申し添えます。

(4) また、「指名業者選定委員会」で、随意契約に至った理由を、即刻明らかにして下さい。

(5) ①河川調査 267,754円 ②ボーリング調査 1,312,500円。

この金額で、「神城断層群」「神城断層帯」の何を調べようとしているのか、まったくもって税金の

無駄使いであると考えます。

なし崩し的に、連合のシナリオ通りの進め方に、素朴な疑問を抱きます。

三つめ。今回の調査は、その必要性及び効果が十分検討されていません。

活断層からの距離については、「活断層の真上及びその両側50mを除外要件とする」と説明されてきていました。

(「ごみ処理施設候補地に係る説明会／主な質問に対する広域連合の考え方」 Q6・A6)

————— 事実証明書 ⑦

今回の調査は姫川河川敷地内で行われます。ならば、調査をして、河川敷地内に「活断層」が有っても、無くても、河幅、約30mであるなら候補地敷地から、「活断層の真上およびその両側50mを除外要件」の、場所での調査ゆえ、調査の必要性及び効果を期待できないと考えます。税金を使つての、まったく無駄で無用な調査でしかありません。

今回の、河川調査ならびにボーリング調査は不当、不法な支出です。

ゆえに、北アルプス広域連合長に、支出を止めることを求めます。

支出済みであるのなら、北アルプス広域連合長は支出額を北アルプス広域連合に返還することを求めます。

2 請求者

「白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会」

会長	宮田 温巳	北安曇郡白馬村北城	1 1 0 2 0
副会長	長谷川 恒信	北安曇郡白馬村神城	2 7 7 2 1 - 3 9 6
副会長	中村 敬	北安曇郡白馬村神城	2 3 5 8 - 1
副会長	松澤 恵也	北安曇郡白馬村北城	1 0 9 8 4
副会長	森下 知香	北安曇郡白馬村北城	4 9 8 0 - 1 1

3 地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成19年12月7日

北アルプス広域連合監査委員 殿